

1 幼児教育・保育内容の充実

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。

幼稚園・保育所・認定こども園を支援しながら、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいて、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

また、幼稚園・保育所・認定こども園が、その役割を十分に果たしていくために必要となる環境整備に努めます。

さらに、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉などが一体となって、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

基本方針（1）幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

目標① 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進

幼稚園教育要領・保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達に応じた幼児教育・保育をめざします。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 研修会の開催
 - ・幼稚園教育課程等研究協議会の開催
 - ・幼稚園教員・保育士対象の研修会
- 幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）へ公立幼稚園教員を派遣
- 専任指導主事・保育専門員による園内研修の支援

【設置者】

- 幼児教育・保育内容の点検（確認）と指導をしましょう。
- 研修会を開催しましょう。
- 教員・保育士等が園内の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、幼児教育・保育の内容について発信しましょう。

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 自園の実態に即した教育・保育課程、指導計画を作成しましょう。
- 園内研修に積極的に取り組みましょう。
- 自園の課題に応じた園外研修に進んで参加しましょう。
- 情報発信を充実しましょう。
 - ・園だより
 - ・ホームページ
 - ・保育公開

幼児教育専任指導主事・保育専門員による園訪問

～「遊びきる子ども」を育てる園をめざして～



訪問
幼児教育専任指導主事



訪問

保育専門員



鳥取県教育委員会には幼児教育専任指導主事が、鳥取県福祉保健部には保育専門員が配置されています。訪問を通して、園の現状と課題の把握、園内研修支援、小学校との連携推進、情報提供など、各幼稚園・保育所・認定こども園、地域の実態に応じた支援を行っています。

訪問をします

○園長・所長等との意見交換

- ・保育方針
 - ・特色ある取組
 - ・保育や職員研修体制
 - ・学校評価
 - ・保護者支援の現状 など
- 各園の課題解決の支援について話し合います。

保護者研修の講師となります

- たとえば
- ・基本的な生活習慣の形成
 - ・乳幼児期の子育て
 - ・就学前に大切にしたいことなど

平成24年現在

【幼児教育専任指導主事 5名】

小中学校課	2名
東部教育局	1名
中部教育局	1名
西部教育局	1名

【保育専門員 2名】

子育て応援課	1名
西部福祉保健局	1名

教育課程研究協議会や合同研修会の企画・運営なども行っています。

職員研修支援をします

○保育参観や保育に関する指導助言をします

- ・保育者の援助、幼児の活動、環境構成のあり方などについて参観します。
- ・保育参観や指導案をもとにした研究協議に参加します。



○研修体制づくりを支援します

- ・研修方法を提示します。
- ・研修の見通しや進め方について一緒に考えます。
- ・研修会の事前事後の相談にも応じ、継続的に支援をしていきます。



特別支援教育にかかわる研修会では、個別の指導計画についての講義のあと、グループ協議で助言をしています。

幼児教育・
保育内容の充実

保護者や地域への情報提供の工夫

給食室からこんにちは

食育目標から・・・

食育目標は「感謝して食べよう」でした。食べる前と食べた後のあいさつ「ごちそうさま」の意味を話し感謝することの大切さを伝えました。給食さんの人たちがかわっていること、いろいろな命をいただくことなど「あいさつがしっかりとできるように子どもたちと一緒に意識しています。」
有機米のお米を提供しています。農薬や除草剤を一切使わず有機肥料を使っています。

十二月の保育のすすめ方

ばんだ・ぞう・きりんルーム
冬の健康な生活の仕方を知り、身の回りの衛生をすすめます

- 防寒や風邪の子供の予防を知り、すすめます。
- 冬の健康な生活の仕方を知り、身の回りの衛生をすすめます。
- 「前の組との交通」
- 「泥や雪」
- 「靴」
- 「手洗い・うがい」
- 「消毒の仕方」
- 「季節の始まり」
- 「着替え」
- 「着替えの仕方」
- 「着替えの順序」
- 「おむつ替え」
- 「おむつ替えの仕方」
- 「おむつ替えの順序」

ゆり組（一歳児）

冬の寒さを感じながら、戸外で十分体を動かして、食事のあと、ふくかぶがいをします。

- 散歩
- 散歩に行く
- 散歩の準備
- 散歩の服装
- 散歩の場所
- 散歩の道具
- 散歩の時間
- 散歩の長さ
- 散歩の回数
- 散歩の目的
- 散歩の注意
- 散歩の評価

園の取組や子どもたちの活動の様子を写真でタイムリーに発信します。

POINT

園がどのような考えのもと保育を行っているかをより分かりやすく保護者に伝えることは、保護者の協力を得て保育を行い、園をよりよい場とするための有効な手段です。

☆園の考えや保育者の思いを伝えましょう。

☆子どもたちの表情や保育者のかかわりなどが具体的にイメージできるように伝えましょう。

基本方針（１）幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

目標② 幼児教育・保育内容の充実

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、幼児教育・保育内容の充実を図ります。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 教育・保育課程、指導計画等の作成・活用の支援
- 専任指導主事・保育専門員による園内研修の支援
- 幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修会の開催
- 幼稚園・保育所・認定こども園の相互理解の推進
- 運動機会の提供、情報発信（遊びの王様ランキング）

【設置者】

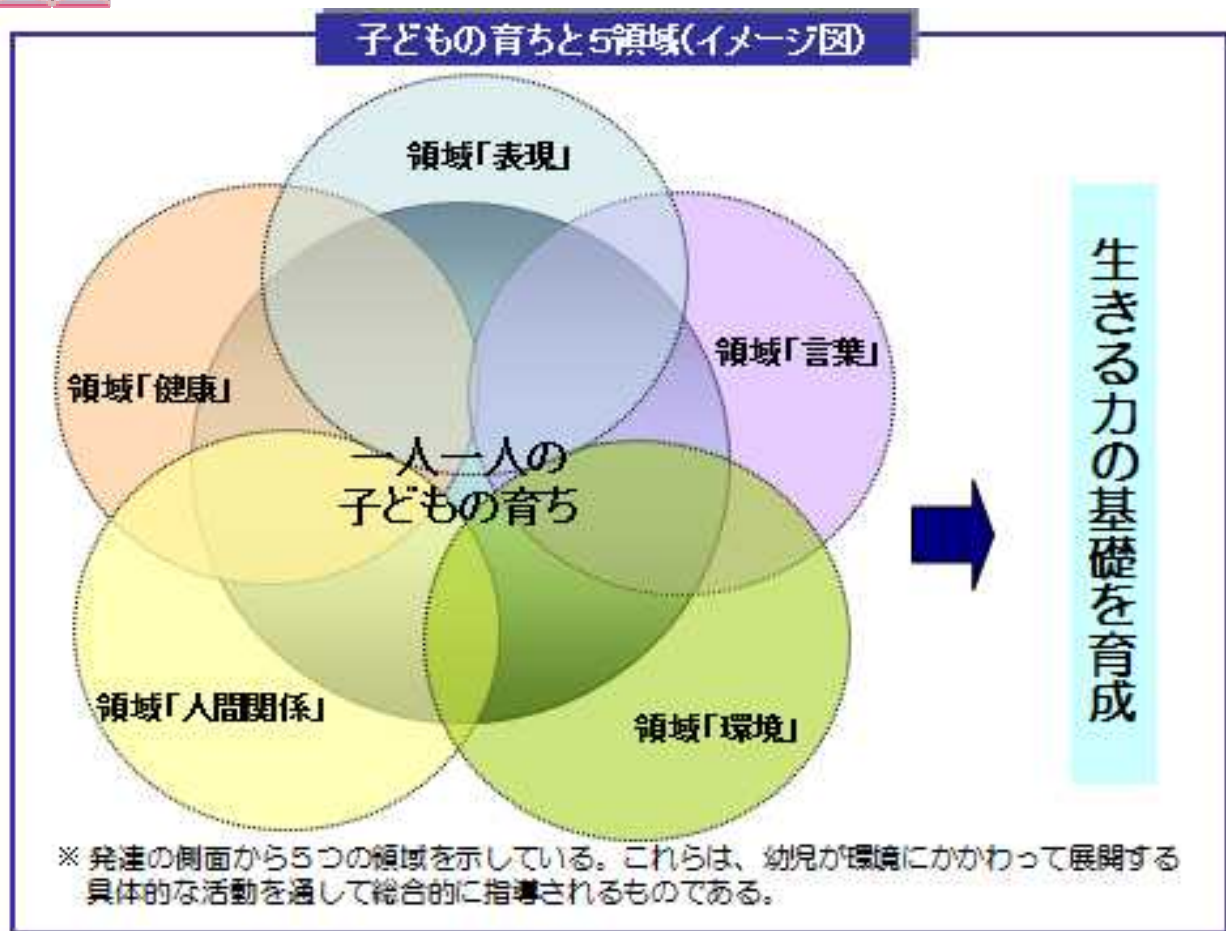
- 計画的に研修会を開催しましょう。
 - ・教育・保育課程について
 - ・5領域について
 - ・環境の構成について
 - ・幼児の主体性と保育者の役割について 等
- 各園の幼児教育・保育内容の点検（確認）や指導をしましょう。
 - ・計画的な園訪問による支援・助言

【幼稚園・保育所・認定こども園】

- 教育・保育課程・指導計画等に基づいた幼児教育・保育の実践をしましょう。
- 教育・保育課程・指導計画を絶えず見直し、改善しましょう。
- 園内の研修体制づくりをしましょう。
- 公開保育や事例検討会等の積極的な園内研修を実施しましょう。
 - ・5領域について ・環境の構成について
 - ・発達の特性に応じた幼児教育・保育について 等



【5領域の内容と指導のポイント】



幼児教育・
保育内容の充実

【健康】健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

【人間関係】他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

【環境】周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

【言葉】経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

【表現】感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。



健康な心と体づくり

乳幼児期においては、自分の体を十分に動かし、体を動かす気持ちよさを感じることを通して、体を動かそうとする意欲を育てることが大切です。また、自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔にしたりするなど生活に必要な習慣や態度を身につけていくことも重要です。

具体的な取組

◆基本的な生活習慣の定着

資料1

- ・乳幼児の発達の課題と個に応じた目標の設定
- ・乳幼児の生活リズム・基本的な生活習慣の育成
- ・朝食をとること、あいさつ、箸の持ち方など、家庭と連携した取組

◆戸外で体を動かす活動の充実

資料2

資料3

- ・十分に体を動かす気持ちよさを体験
- ・地域の自然環境を生かした遊びの充実
- ・戸外での遊びの意欲を高める工夫や施設
- ・環境の充実

◆食に関する活動の充実

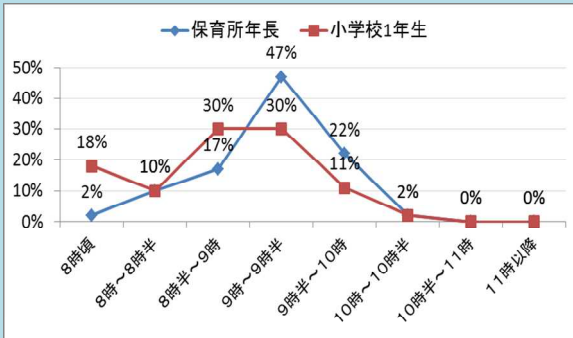
- ・和やかな雰囲気、食べる楽しさ・喜び、様々な食べ物への興味・関心
- ・家庭での食生活やアレルギーへの配慮、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育むことへの配慮
- ・地域の食文化に触れる体験活動の工夫

保育内容の充実
幼児教育・



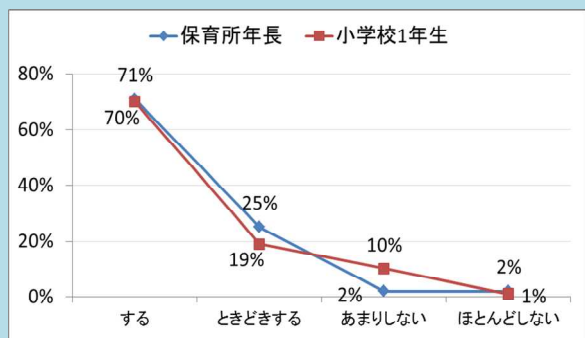
【生活習慣に関する調査結果】

何時に寝るか



基本的生活習慣アンケート

朝のあいさつ



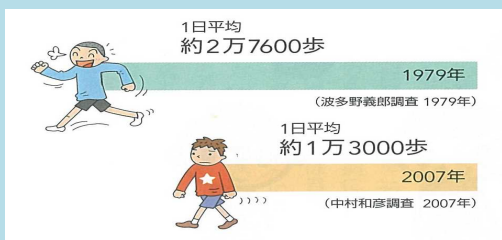
(平成24年6月 岩美町)

小学校へ入学して登校する時間に合わせ、就寝時間も早くなっていると思われる。

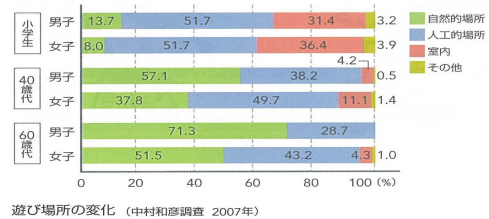
資料1



【小学生の運動量の減少】



外遊びが減り、屋内での遊びが目立つ



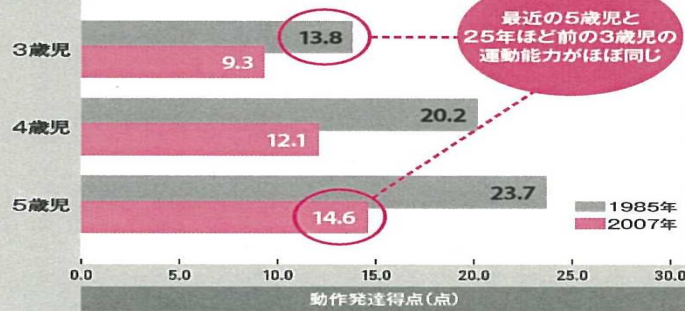
資料2

「おやこ元気アップ!事業」ブック「おやこでタッチ!」(平成21年7月1日文部科学省委託)

http://www.recreation.or.jp/kodomo/genkiup/pdf_dl.html

子どもの運動能力 最近の5歳児の運動能力は25年ほど前の3歳児とほぼ同じ

● 基本的な動作の得点の比較(男児)



中村先生は2007年にある地方都市の公立保育所の3歳～5歳児の基本的な運動動作(走る、跳ぶ、投げるなど7項目)を撮影し、1985年に撮影した同様の記録と比較・評価しました。その結果、2007年の5歳児の基本的な動作は、25年ほど前の3歳児とほぼ同じレベルであることがわかったのです。生涯のうちで最も動作の習得に適した時期である幼児期に、運動能力が十分に伸ばせていない背景には、遊びの質と量の低下があると中村先生は考えています。

※中村先生の調査による

○調査対象：2007年：地方都市Aの郊外に位置する公立保育所に所属する3～5歳児154人／1985年：地方都市Bの郊外に位置する公立保育所の3～5歳児123人
○評価方法：走る、跳ぶなどの7項目について1～5点までの5段階の評価を行い、得点を比較。

「これからの幼児教育」(2011秋号 ベネッセ次世代育成研究所)

[tp://www.benesse.co.jp/jisedaiken/booklet/2011.html](http://www.benesse.co.jp/jisedaiken/booklet/2011.html)

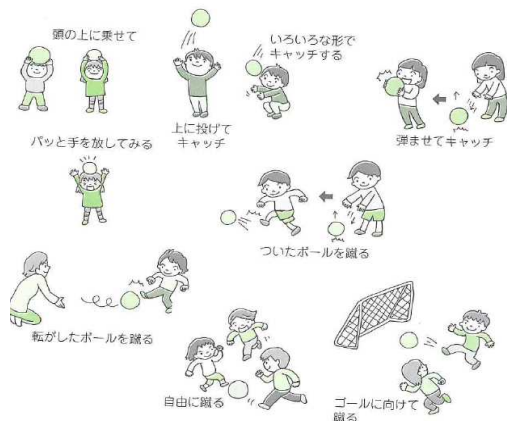
文部科学省 幼児期運動指針

～体をしっかり使って遊びきるために～

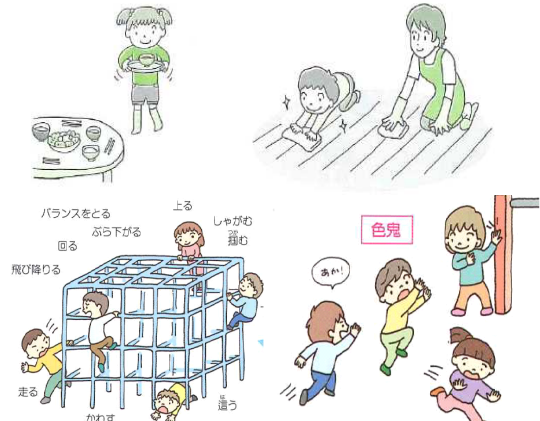
文部科学省では、3歳から6歳の児童を対象に「幼児期運動指針」を策定しました。この指針は、運動習慣の基盤づくりを通して幼児期に必要な体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や創造性を育むことを目的としています。

幼児教育・
保育内容の充実

ポイント1 発達段階に応じて多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れる。

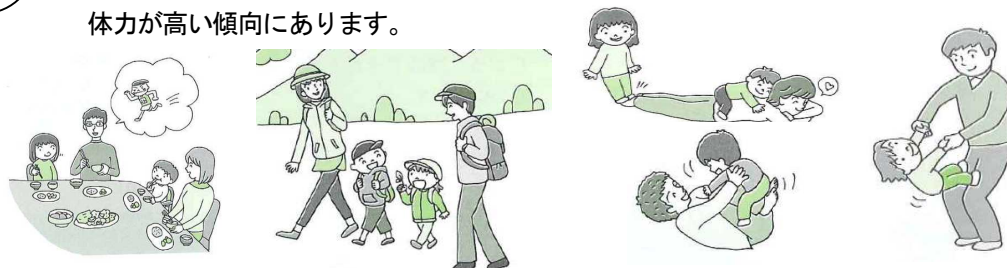


ポイント2 1日合計「60分」を目安に楽しく体を動かす時間を確保する。お手伝いもOK。



ポイント3 家庭への啓発…子どもたちが園で夢中になっている遊びや運動に関する情報を伝える。

◎家庭で家族と一緒にスポーツを「する」「見る(観戦する)」「話す(話題になる)」子は体力が高い傾向にあります。



「幼児期運動指針」(H24. 3. 30 文部科学省)より next.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319772.htm

POINT

神経系の発達は5,6歳でピークに達します。多様な動きを身につけることで、普段の生活に必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結びつく動きなど多様な動きが身につけやすくなります。



自立心と人とのかかわる力

園生活においては、何より保育者との信頼関係を築くことが必要です。それを基盤にしながら、様々なことを自分の力で行うことの充実感や満足感を味わいます。また、他の乳幼児や保育者と触れ合うことを通して、人とのかかわることの楽しさを味わったり、きまりの大切さに気付き守ろうとしたり、自立心が育っていきます。

具体的な取組

◆様々な人とのかかわりを深める活動の充実

- ・近所の人、働く人など地域の人との交流
- ・異年齢の幼児、小・中・高校生、高齢者、外国人などとの交流
- ・地域の特別支援学校などとの交流
- ・愛情や信頼関係、自己肯定感を育む活動の工夫
- ・協同する経験を重ねることの工夫



～おばあちゃんって、やさしいなあ～

◆道徳性の芽生えを培う活動の充実

- ・発達段階に応じた集団遊びなどによる人とのかかわり合いを経験する活動の工夫
- ・遊びを通じた善悪の判断や友だちへの思いやりの心の育成

◆規範意識の芽生えを培う活動の充実

- ・体験を重ねながらきまりの必要性に気付き、自分の気持ちを調整する力の育成

思考力の芽生え

幼児期において、身近な自然などの環境とふれあいの中で、様々な事象に興味や関心をもっていきます。その中で、友達と一緒に試したり工夫したりすることの楽しさや喜びを感じます。このような体験を繰り返すことで、幼児は周囲の環境に好奇心や探究心をもってかかわり、考えることの楽しさや面白さに気付き、自ら考えようとする気持ちが育っていきます。

具体的な取組

◆心が揺さぶられる体験の充実

- ・自然とふれ合う体験の中で、好奇心・探究心を育成
- ・「なんだろう?」「なぜかなあ?」という問いが生まれる体験
- ・幼児同士のかかわりの中で、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わえる環境づくり

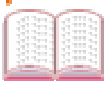


～どうすれば大きなシャボン玉

ができるのかなあ～

POINT

友達と一緒に遊ぶ中で、友達の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすることが大切です。



言葉の獲得

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うことが大切です。幼児に適切な言葉の使い方を伝えていくため、幼児をとりまく言語環境が豊かになるように努める必要があります。

具体的な取組

◆言葉による伝え合い

- ・自分の思いを言葉で伝えようとする意欲の育成
- ・人の話を注意して聞こうとする態度の育成
- ・子どもを引きつけるような話し方や内容の工夫

◆絵本や童謡などに親しむ活動の充実

- ・地域に伝わる民話・わらべうた・伝承遊び、童謡唱歌などを取り入れた活動の工夫
- ・絵本や紙芝居の「読み聞かせ」の充実
- ・「絵本コーナー」など絵本への興味・関心を高める環境づくり
- ・公共図書館を活用した活動の充実



～おはなしの世界に引き込まれて～

POINT

《言葉による伝え合い》・・・伝え合いには2つの要素が必要です。

- 自分の思いや考えたことを言葉で表現すること
- 相手の話を興味をもって注意して聞き、次第に理解するようになること

発達段階に応じて、子どもの話すことを受け止める、子どもが興味を持ったことを話すようにする、話しやすい話題を提供する、小グループで話すなど工夫しましょう。

5歳児後半に向けて、話し合いの場面やみんなの前で話す機会を持つことにも配慮しましょう。

表現する力

乳幼児は様々なものに出会い、心を揺さぶられて感動すると、感じたままを表そうとします。その表れを保育者が受け止め、認めることが大切です。そうすることで、表現することの楽しさや喜びを感じ、表現への意欲が高まります。

具体的な取組

◆表現する過程を楽しめるような工夫

- ・遊具や用具等の環境構成の工夫
- ・他の子どもの表現に触れられるような配慮
- ・表現を楽しむ気持ちや表現しようとする意欲の育成



～秋の木の实を使って表現活動～

POINT

表現で大切なことは、自分なりに表現することであり、できばえではなく、表現する過程を楽しめるように工夫しましょう。

色鮮やかでいろいろな形をした木の実が準備されています。幼児が思わず手に取ってみたいくなるような素材を準備することが表現意欲を高めます。

基本方針（１）幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

目標③ 学校評価・自己評価の実施

幼児教育・保育の質の向上のために、実践を常に振り返り、幼児教育・保育の充実・改善につながる評価の実施を促進します。

【推進のための具体的な取組】

【県】

- 評価の必要性の理解推進 資料 4
 - ・評価のガイドラインの周知
（「幼稚園における学校評価ガイドライン」・「保育所における自己評価ガイドライン」）
 - ・研修会の開催
 - ・専任指導主事、保育専門員の園訪問による支援・助言

【設置者】

- 研修会を開催しましょう。
- 評価の実施と公表を進めましょう。
 - ・園訪問による支援・助言

【幼稚園・保育所・認定こども園】

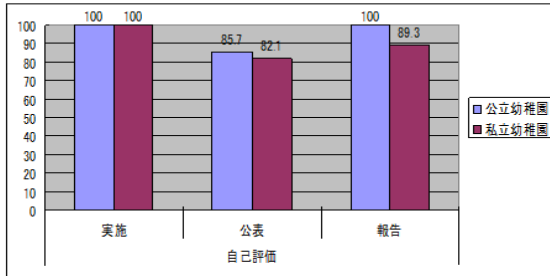
- PDCAサイクルに基づいて積極的に学校評価・自己評価を実施しましょう。
- 評価の結果を公表し、幼児教育・保育の改善につなげましょう。
- 保護者や地域の人に園の行事や取組を積極的に発信しましょう。

評価を保育の改善につなぐために

鳥取県における自己評価の実施状況

資料 4

公私別幼稚園の自己評価実施状況 H23



H23学校教育実施状況調査

H23子育て応援課調査



目的

- ◆園運営の 組織的・継続的な改善を図る
- ◆園・家庭・地域の連携協力による園づくり
- ◆一定水準の教育・保育の質の保証と向上



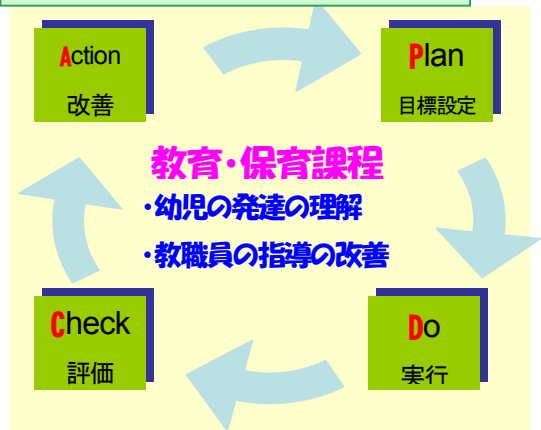
PDCAサイクルに基づいた自己評価

右図は、保育の計画（P）—実践（D）—評価（C）—改善（A）からなる循環的なシステムのモデルを示したものです。この一連の流れは、教員・保育士等の個人によって行われるものと、園・保育所として行われるものがあります。目標達成に向けて、PDCAサイクルに基づいて組織的・継続的に改善していくことが大切です。

POINT

学校評価・自己評価は組織で行うことが重要です。

評価のPDCAサイクルとは・・・



保育内容の充実
幼児教育・

幼稚園・保育所における評価の形態

【幼稚園】

- ・ 自己評価
- ・ 学校関係者評価
- ・ 第三者評価

【保育所】

- ・ 自己評価（保育士・保育所）
- ・ 第三者評価

幼稚園・保育所における自己評価の比較

	幼稚園	保育所
自己評価	根拠 学校教育法 学校教育法施行規則	児童福祉法 保育所保育指針 (H21~施行分)
	位置付け 義務	努力義務
	評価の観点 設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価	保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について評価
	結果の扱い 公表 設置者に報告	公表

参考 幼稚園における学校評価ガイドライン（平成23年11月15日 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/11/1313246.htm

参考 保育所における自己評価ガイドライン（平成21年3月 厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html